

用語解説

社会生活統計指標 (指標No.1 他)

社会生活統計指標は、総務省統計局が、社会・人口統計体系において整備した基礎データから都道府県別の主要なものを取りまとめて作成しているもので、書籍、ホームページ等で公表されている。

社会・人口統計体系とは、人口・世帯、自然環境、経済基盤、行政基盤、教育、労働、居住、健康・医療、福祉・社会保障など国民生活全般の実態を示す約4,200の地域別統計データを収集・加工し、これを体系的に編成することにより、国、地方公共団体等の各種施策及び地域分析の基礎資料として提供することを目的として整備されているものである。

推計人口 (指標No.17他)

「推計人口」は、我が国に常住している全人口（外国人を含む）で、最新の国勢調査人口を基準として、出生・死亡及び出入国者数などを加減して毎月1日現在の人口を推定したものである。算出式は以下のとおりである。

推計人口＝基準人口

- + 自然動態 (出生児数－死亡者数)
- + 社会動態 (入国者数－出国者数)
- + 国籍の異動による純増
(日本人人口について)
- + 都道府県間転入者数－都道府県間転出者数
(都道府県別人口について)

製造品出荷額等 (指標No.28)

製造業の生産活動を示す指標として使われているもので、1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず、廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等を含んだ額である。

※加工賃収入額：他の所有に属する原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品または半製品に加工・処理を加えた場合の加工賃収入。

民 営 事 業 所 (指標No.33)

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- ②物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

民営事業所とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

一般的には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館、製錬所、鉱山、発電所など。

ここでは、産業大分類別の事業所数を収集対象としている。

自主財源割合(指標No.44-2)

自主財源とは、地方税、使用料及び手数料など、地方公共団体がある程度収入額を増減できる自前の財源をいう。しかし、自主財源といっても住民の負担が地方公共団体によって不均衡になることを避けるため、法律で税率や料額に最高限度を設けて一定枠内での自立性しか認められていない。

地方公共団体の自主財源を歳入決算総額で除したものを自主財源割合という。

社会体育施設(指標No.58-1)

一般の利用に供する目的で地方公共団体で設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設をいう(地方公共団体が自ら管理運営するもののほか、民法第34条の法人等に管理運営を委託しているものも含む)。

※以下の15項目が調査対象となっている。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1.陸上競技場 | 9.トレーニング場 |
| 2.野球場・ソフトボール場 | 10.ダンス場 |
| 3.多目的運動広場 | 11.ゴルフ場 |
| 4.水泳プール(屋内・屋外) | 12.ゴルフ練習場 |
| 5.レジャープール | 13.ボウリング場 |
| 6.体育館 | 14.ゲートボール・クロケータ場 |
| 7.柔道・剣道・銃剣道場 | 15.キャンプ場 |
| 8.庭球場(屋内・屋外) | |

国際観光ホテル・旅館（指標No.63-1）

「国際観光ホテル整備法」に基づき、訪日外国人旅行者が安心して泊まれるよう、環境・部屋の大きさ・部屋数・浴室・トイレ・ロビー・レストラン・非常口などに一定の基準を満たした施設として登録されたホテルや旅館をいう。

○ホテルの基準の例(抜粋)

・以下の要件を満たす客室の数が15室以上あり、かつ客室総数の2分の1以上あること

床面積が、一人用は9平方メートル以上、それ以上は13平方メートル以上

浴室又はシャワー室、便所、洗面設備、電話があること

入口に施錠設備があること

・客室に非常時の安全確保に必要な事項を日本語及び外国語で記載した案内書が備え置かれていること

・洋式の朝食が提供できること

・クレジットカードによる料金の支払を可能とするよう努めること

都市公園（指標No.78）

都市公園法の規定に基づき設置された公園または緑地をいう。都市公園には、住区基幹公園として街区公園、近隣公園、地区公園、都市基幹公園として総合公園、運動公園、大規模公園として広域公園等、その他に、都市緑地や国が設置する国営公園などがある。

（県下のおもな公園）

- ・住区基幹公園・・・街区公園（県下に1,443カ所）
近隣公園（葛城公園など67カ所）
地区公園（長柄運動公園など22カ所）
- ・都市基幹公園・・・総合公園（生駒山麓公園など12カ所）
運動公園（鴻ノ池運動公園など6カ所）
- ・大規模公園・・・広域公園（奈良公園・馬見丘陵公園）
- ・都市緑地（県下に357カ所）
- ・国営公園（国営飛鳥歴史公園）

被生活保護者数 (指標No.86)

生活保護とは、生活保護法に基づいて国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的として、最低限度の生活需要の不足分を給付する制度。

被生活保護者数は、現に保護を受けた人員及び保護停止中の人員の計であり、月単位で把握された数の年度間月当たり平均値である。

建物火災損害額 (指標No.100-1)

火災損害は火災によって受けた直接的な損害をいい、焼き損害（火災によって焼けた物及び熱によって破損した物などの損害）、消火損害（消火活動によって受けた水損、破損、汚損など）、爆発損害（爆発現象の破壊作用により受けた焼き損害、消火損害以外の損害）、人的損害（火災による死者及び負傷者）に区分される。消火のために要した経費、焼跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれる。

建物火災損害額とは、このうち建物火災に関する焼き損害と消火損害をあわせた損害額で、り災地における時価により算定した額である。